

【諮問第296号】

4川情個第20号
令和4年9月22日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和3年12月2日付け3川総コ第122号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が文書不存在を理由に行った拒否処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年5月24日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「総合自治会館」の用地取得履歴について公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る公文書について、対象となる文書が存在しないことから、「該当文書が存在しないため開示することができません。」として文書不存在を理由として、令和3年6月7日付けで、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年7月30日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求める審査請求を行った（当審査会諮問第296号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和3年7月30日付け審査請求書及び同添付書類、令和3年10月5日付け反論書、令和3年11月11日付け口頭意見陳述、令和4年6月10日実施の当審査会による口頭意見陳述聴取並びに同日付け陳述書によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分となった具体的な説明がされておらず納得できない。「文書が存在しないため、条文もなく開示することができない。」とあるが、現物（自治会館）が存在しているのに、関係文書が無いでは納得できない。市は種々の財産を管理していると思うが、この開示拒否理由が曖昧であり、財産管理のずさんさを垣間見た思いである。
- (2) 土地の履歴をはっきりと説明して欲しい。当該土地の地番が不自然に変更されていることに強い疑義を覚える。

4 実施機関の主張要旨

令和3年8月31日付け弁明書、令和3年11月11日付け口頭意見陳述及び令和4年5月13日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、本件請求に係る公文書について、文書を調査したものの、対象となる文書が存在しないことから、文書不存在を理由として本件処分を行ったものである。
- (2) 本件処分に係る土地（以下「本件土地」という。）は、昭和44年2月19日には川崎市が登記上の所有者であり、昭和58年12月に建設・運営開始した旧総合自治会館のために用地を取得したという経過はない。本件土地の取得については昭和8年（中原町が川崎市と合併した年）以降に取得されたものと推察される

ものの、本市の文書管理システムで昭和に起案された文書は検索できないことから、実施機関が管理する公文書を保管する書庫を調査したほか、文書特定のために旧土地台帳の写しの入手、市制施行後の歴史的公文書目録の確認、川崎市公文書館の歴史的公文書目録の確認と可能な限りの調査を行った。その上で、本件請求の対象となる公文書は作成されておらず当初から文書が存在しないか、又は現に保有していないことから作成されていたとしても公文書としての保存期間を経過したことにより廃棄されているものと判断し、いずれの理由であるかまでは特定できなかったため、「該当文書が存在しないため開示することができません。」と文書不存在を理由とする本件処分を行った。

- (3) 本件土地は具体的な取得日は不明であるものの、旧土地台帳の写しから昭和28年5月14日時点で川崎市が所有していることから、昭和8年から昭和28年の間に取得されたものと推察される。このため、本件土地の取得に係る公文書が作成されている場合には、旧土地台帳に登載された昭和28年度には公文書の作成の目的を達成し、完結したものと考えられる。

よって、本件請求に係る公文書は完結した年度から起算して30年を経過していることから、本件請求時点において原則的には既に廃棄されているものと考えられる。

5 審査会の判断

- (1) 本件処分は、対象公文書の不存在を理由とする拒否処分である。

この点、審査請求人が開示を求めるのは、本市中原区小杉町3丁目1に所在していた旧「総合自治会館」の用地取得履歴についての文書であるところ、実施機関が示した当該土地の旧土地台帳の写しによれば、当該土地につき、昭和28年5月14日付にて本市の所有権に関する登記登載がなされており、それまでに本市による当該土地の用地取得が完了していたことが認められる。

そうであるならば、当該土地の用地取得履歴に関する本市保有の文書が過去に存在していたことがあったとしても、同用地取得が完了してから30年の保存年限を大幅に経過した本件処分当時において、それら文書がもはや本市に保有されていないとの実施機関の弁明について、特段不合理な点は認められない。

本市の文書管理上の義務として、保存期間が経過した完結文書については、速やかに廃棄手続をしなければならないと定められているところでもあり（本市公文書管理規則第10条）、対象公文書は不存在であるとする処分理由につき、不合理を疑うべき事情は特段見当たらず、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

- (2) なお、保存年限を超えた公文書は、平成21年制定にかかる本市「川崎市公文書館における歴史的公文書等の収集及び保存に関する要綱」に基づき、廃棄手続を行った完結文書から歴史的文化的価値があるとして選別・保存されうる余地があるが、その選別について本審査会は判断する権限を有しない。

その他、審査請求人は、当該土地の地番が不自然に変更されているとし、土地

の履歴についての説明を本市に求めているが、当審査会がなしうるのは、あくまで公文書の開示に関する本件拒否処分の是非についての判断であって、審査請求人の上記求めについて判断する権限を有しない。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	飯島奈津子
委員	嘉藤亮
委員	友岡史仁
委員	中島美砂子